

「LEC 新合格講座 楽習スルーノート」から

第45回社労士試験【選択式】国年法 空欄A、C、Dの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

RL13109 p.3

楽習スルーノート 年金法4回-2

5. 後納保険料の納付

(1) 後納保険料の納付

- * 平成24年10月1日から起算してAを経過する日までの間
- * 被保険者又は被保険者であった者（老齢基礎年金の受給権者を除く）
 - 厚生労働大臣のBを受け、その者の被保険者機関のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（Bの日の属する月前C年以内の期間であって、当該期間に係る保険料を徴収する権利がDによって消滅しているものに限る）の各月について・・・
 - **後納保険料**を納付することができる

解答 A → 3年

(解答 B → 承認)

解答 C → 10年

解答 D → 時効

本試験出題はこうでした！

第45回 社労士試験 問題
【選択式】国民年金法【空欄A、C及びD】

平成24年10月1日から起算して A を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による B を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（承認の日の属する月前 C 以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が D しているものに限る。）の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料（ E ）を納付することができる。

解答 A → ③3年

(解答 B → ㉔老齢基礎年金の受給権者)

解答 C → ⑥10年

解答 D → ⑪時効によって消滅

(解答 E → ⑨後納保険料)

的中!